

令和6年 10月定例

教育委員会会議 議事録

令和6年(2024)年10月7日

吹田市教育委員会

令和6年10月定例教育員会会議

開催日時	令和6年(2024年)10月7日 15時30分～16時35分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教 育 長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 飴野 仁子 委 員 谷池 雅子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 地 域 教 育 部 長 道場 久明 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 教育未来創生室長 薬師川 晃 教育未来創生室総括参事 山根 正紀 保 健 給 食 室 長 小西 正晃 教 育 セ ン タ ー 所 長 木谷 美香 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青 少 年 室 長 大川 雅博 教 育 総 務 室 参 事 市川 泉 学校教育室参事・指導主事 荒木 大輔 教 育 総 務 室 主 幹 中谷 京子 学校教育室主幹・指導主事 速水 亮仁 中 央 図 書 館 主 幹 栗生 育美

議事内容

○大江慶博教育長

ただいまから、10月定例教育委員会会議を開会いたします。

署名委員に飴野委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席で、現在の傍聴希望者数は9名でございます。

以上でございます。

○大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

－ 傍聴者着席 －

○大江慶博教育長

次に、本日の日程第1、報告第22号、日程第2、報告第23号及び日程第4、議案第70号については、人事案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、日程第3、請願第2号については、日程第1、報告第22号の案件に先んじて行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

では、異議なしと認め、日程第1、日程第2及び日程第4を秘密会とすること、日程第3、請願

第2号についてを、日程第1の案件に先んじて行う議事順序の変更を決定いたします。

それでは議事に入ります。

日程第3、請願第2号『「子どもたちを学校単位で万博に招待する事業に深い危機を感じ、再考を」との表明を求める請願』を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○荒木大輔学校教育室参事・指導主事

請願第2号『「子どもたちを学校単位で万博に招待する事業に深い危機を感じ、再考を」との表明を求める請願』について、事務局から御説明させていただきます。

議案書9ページを御覧ください。

請願者は、夢洲カジノを止める会吹田、籠谷氏で、請願内容は主な2点として「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」の事業主体である大阪府及び大阪府教育庁に対して、吹田市教育委員会から事業の再考を求めること、吹田市教育委員会が本市小中学校長に対して、本事業への参加・不参加の判断を適切に行うよう指導することと理解しています。

関連して、大阪府の2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業に係る本市の状況について、説明させていただきます。

令和6年7月3日付で、吹田市教育委員会事務局から大阪府教育庁に「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」に関わる懸念事項の質問書を送付しました。これについては、7月19日を回答締切としましたが、大阪府教育庁からは8月21日に回答がありましたが、40の質問項目のうち9割が未定、検討中というものでした。

令和6年7月4日に大阪府教育庁が市町村教育委員会事務局を対象に「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業に係る臨時説明会」を実施しました。

また、令和6年7月22日に公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が、全国の学校及び教育委員会事務局を対象に「修学旅行等における2025年日本国際博覧会の活用に関する説明会」をオンラインで実施しました。

その後、令和6年7月30日に本市の関係部局が集まり、校外学習として活動することを前提とした様々な視点から当該事業の安全対策について協議を行いました。

また、令和6年8月8日に大阪府教育庁から市教育委員会に対して「2025年日本国際博覧会 児童・生徒招待事業」に係る「第2回日帰り教育旅行の輸送に関する検討会」で交通業者から示された案についての情報提供がありました。

令和6年8月27日には本市の関係部局の協議に警防救急室を加え、当該事業の安全対策について2回目の協議を行いました。また、令和6年9月5日に市長・副市長と協議し、今後の方向性について確認しました。

その結果、参加の可否については教育委員会が示す必要があるものの、現時点での大阪府教育庁及び主催者側から示されている安全対策等の懸念事項に対する回答では学校単位での参加の可否について判断できないという結論に至っております。

また、令和6年10月2日には、市議会9月定例会において、「2025年日本国際博覧会 児童・生徒招待事業の在り方について再検討を求める意見書」が議会提出議案として提出され、賛成多数で可決されております。

説明は以上です。

○大江慶博教育長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について御質問・御意見ございますか。

○福田知弘委員

説明ありがとうございました。そもそもこの事業というのは、大阪府の事業という御説明がありましたけれども、それに対して市の教育委員会事務局としては、この事業の意義についてはどのように考えていますか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

本事業につきましては、子供たちが最先端の

技術を通して未来や世界を体感し、かけがえのない体験ができる学びの場となることを期待しております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

よろしいですか。ほかに質問ありますか。

○和田光代委員

この事業については、学校からはどのような意見を聞いているか教えてもらえますか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

学校からは、児童・生徒を安全に引率するためには、交通手段やバスの確保、バスの降車場から会場までの移動に係る諸課題、日陰のある場所での昼食や休憩所の確保、熱中症対策、緊急時の医務室の確保や救急体制の整備、避難経路等安全性の確保等が必要であると聞いております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

よろしいですか。ほかにありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

請願書に、学校単位で招待する事業に深い危機を感じという文言があるんですけども、事務局として危機されていることはありますか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

学校と同様に、実施上の安全面については危機しているところでございます。

以上でございます。

○大江慶博教育長

よろしいですか。ほかにありますか。

○谷池雅子委員

7月3日付の質問書では、大阪府教育庁に対してどのような質問をされたんでしょうか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

1日当たりの参加校数及び人数、教職員の下見、交通手段、シャトルバスの確保、バスの昇降所から会場までの諸課題、熱中症対策、点呼する場所、トイレ、パビリオン緊急時の医療室の確保等についてでございます。

以上でございます。

○大江慶博教育長

ほかに御質問ありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

その質問書に対する大阪府からの回答は、いまだ大部分について未定とか検討中ということでしたけれども、現時点で学校が参加する際の一番大きな懸念事項は何だと考えていらっしゃいますか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

多くの来場者が見込まれる中で、交通面での安全確保や熱中症対策が適正に行われるかということが一番懸念しております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

ほかに御質問ありますか。

○飴野仁子委員

請願書には、府教委に再考を求めざるを得ないと表明いただきたいというふうにあります。事務局の考えをお聞かせください。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

大阪府教育庁からの回答の中で、児童・生徒の安全確保に係る項目で未定・検討中のものに対して、今後、進捗状況を確認の上で再検討を求めることはあるかもしれませんが、事業そのものの再考を求める意向はございません。

以上でございます。

○大江慶博教育長

ほかに御質問ありますか。

○福田知弘委員

参加の可否について、学校に示す必要があるという説明でしたけども、学校単位でもし参加しないと判断した場合には、児童や生徒が参加する機会はなくなるのでしょうか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

大阪府教育庁からは、当日の欠席や学校単位で参加しない学校に在籍する児童・生徒に対しては、無料で入場できるIDを配布する予定であると聞いております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

今の点で、確認させてください。当日のというのは、その学校が校外学習を予定している日、行こうとしている日、当日に欠席をした場合ということですか。あるいは、もし、学校単位でうちの学校は行きませんというふうに判断した場合は、その時点でのということですか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

来場をしないという意向を示した場合は、後日IDを配布するというふうに聞いております。また、当日に欠席する場合に関しても、その子に対してIDを配布すると聞いております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

重ねて聞きますが、万博会期中の割と遅い時期に校外学習を実施した学校の場合は、そこから会期終了までの間に利用ができるIDが配布されると。万博会期前に学校が例えば学校単位で参加しませんでした決めた場合は、万博の会期中全部を網羅できるようなIDが配布されると。そういう理解でよろしいですか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

今現在、事前に希望しない場合に関しては、当日、開催日から終わりまでの期間でいける ID が付与されると聞いております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

分かりました。ほかに御質問ありますか。

○和田光代委員

大阪府からの回答内容で、新たに提示をされた情報は、学校と共有できていますか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

これまでも大阪府教育庁から提供された情報につきましては、随時学校と共有しております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

ほかにありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

この事業に限らないことなのですが、学校における校外学習や教育活動において、安全対策などが十分でない場合に校長に対して適切な実施計画を求めるということはあるんですか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

学校行事として校外学習を実施する際には、各学校に実施計画書の提出を求めるとともに、児童・生徒の安全に留意して実施するよう、各学校に指導助言しております。

以上でございます。

○大江慶博教育長

ほかに御質問ありますか。

○飴野仁子委員

今後ですが、どのように対応していきますか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

今後も引き続き、懸念される様々な課題については、大阪府教育庁及び主催者側に確認していくとともに、懸念される課題が解消されない場合には、教育委員会として実施の可否について適正に判断してまいります。

以上でございます。

○大江慶博教育長

よろしいですか。ほかに御質問ありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

確認ですが、先ほど質問させていただいたときにも、まだ安全面について、輸送のことであったり、熱中症対策であったり危惧があるというふうに御回答いただいたと思います。吹田市の教育委員会として、この危惧が晴れない場合には、吹田市として参加しないという判断をすることは十分にある。その事業自体をどうということではなくて、吹田市の判断として参加しないという判断をする可能性はあるという理解をしているんですが、それで合っていますか。

○速水亮仁学校教育室主幹・指導主事

おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○大江慶博教育長

ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

今、最初に事務局から説明があって、それから質問に対してやり取りをしました。そういった意見をまとめますと、請願内容の1点目については、府の事業の趣旨に対して反対の意向はなく、あくまで移動手段や健康面等に関する安全対策、これがなされているかが最も重要であると認識している。

すなわち、招待事業そのものに対して再考を求める意向はないと。事務局としてはないということです。

また、2点目の各校長に適切な判断をするように指導することについては、これまでも必要に

じて指導助言を行っており、本招待事業の参加の可否については、教育委員会が示す必要があると認識しているということでした。

本請願書の請願の理由というところに書かれている、例えば熱中症であるとか、移動の際の混雑等は、大阪府教育庁に対する本市教育委員会事務局から質問をした内容と共通することが多々あって、懸念されることは共有しているものと認識しております。

しかしながら、いまだに安全が担保された回答項目、これがほぼなく、現時点で参加の可否は判断できない状況にあります。

そのような中で、請願者と同様に様々な危惧はあるものの、吹田市教育委員会が事業主体に対して事業そのものの再考を求める採択は、この間の取組や現状にはなじまないと考えます。

つきましては、本請願については不採択とするのが妥当と考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

では、異議なしと認め、請願第2号『「子どもたちを学校単位で万博に招待する事業に深い危惧を感じ、再考を」との表明を求める請願』については、不採択といたします。

ここからは、既に秘密会と決していますので、恐れ入りますが、傍聴の方及び関係者以外は退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

－ 傍聴者退席 －

－ 秘密会 －

○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

暫時休憩とします。

－ 暫時休憩 －

（傍聴者入室）

○大江慶博教育長

会議を再開します。

次に、日程第5、議案第71号「教育機関の敷地の変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○栗生育美中央図書館主幹

日程第5、議案第71号「教育機関の敷地の変更について」御説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

本件は、中央図書館開設のため土地開発基金を用いて昭和46年（1971年）に取得した土地について、中央図書館で買戻しを実施するに当たり、当該の土地について土地開発基金財産から中央図書館に所管換を行うものでございます。

土地開発基金はその性質上、土地の買戻しを行うことが前提であり、過去にも何度か買戻しの検討は行われていたようですが、取得後相当年数がたっており、土地の境界が明確でない部分もあり、財源や買戻し部署の調整がつかず実施できなかったと聞いております。

令和5年7月吹田市議会定例会で質問をいただいたことを受けまして、改めて関係室課と協議を行い、土地の境界が確定されていなくても買戻しについては取得時の金額と土地面積が把握できれば可能であることから、まずは会計上の整理を実施する方向で対応を進めたものでございます。

恐れ入りますが、議案書の15ページをお願いいたします。当該用地については境界が確定されておらず、用地取得時の資料を基に該当の箇所を想定でお示ししております。基金からの買戻しについては、取得時の金額と土地の面積が把握できていれば可能であることから、このたび令和6年度当初予算において当該用地の買戻しが可能となったため、再取得を行うものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について質問・御意見ございませんか。よろしいですか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

異議なしと認めます。議案第71号「教育機関の敷地の変更について」を承認いたします。

次に、日程第6、議案第72号「令和5年度（2023年度）実施事業教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○市川泉教育総務室参事

日程第6、議案第72号「令和5年度（2023年度）実施事業教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」、御説明申し上げます。

議案書の19ページ、点検・評価報告書（案）を御覧ください。

本報告書（案）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和5年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育委員会自らが点検・評価を行い、結果をまとめたものでございます。

報告書（案）の概要でございますが、令和2年3月に策定いたしました、第2期教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」の体系に沿って、3つの重点課題と7つの基本方向ごとに、指標での評価とともに取組状況と課題や成果、今後の方向性をまとめました。

それでは、全体の構成を御説明いたします。

議案書の21ページを御覧ください。「報告書の位置づけ」「報告書の見方」をお示ししております。裏面22ページは、第2期計画の体系図でございます。

23ページから32ページにわたり、3つの重点課題について、それぞれ指標による評価、取組状況、課題や成果、今後の方向性の項目でまとめております。

同様に、33ページから74ページにわたり、7つの基本方向について、指標による評価、取組状況、課題や成果、今後の方向性を取りまとめております。

次に、75ページから78ページを御覧ください。こちらは、教育委員会の活動状況を記載いたしております。

次に、79ページから92ページを御覧ください。本報告書（案）の作成に当たりましては、2名の学識経験者の知見を活用させていただいております。学識経験者から教育委員会事務局へのヒアリングを行っていただいた上で、本報告書に掲載の御意見をいただきました。

最後に、93ページ以降につきましては、巻末の参考資料でございます。

以上が報告書（案）の内容でございます。

本報告書につきましては、本日、御承認をいただきましたら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、議会に提出するとともに、市ホームページにて公開を行います。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○大江慶博教育長

報告書（案）の概要ということで説明が終わりました。

それでは、この件について質問・御意見ございますか。

○谷池雅子委員

学識経験者の先生方の意見も併せて非常によくまとまっていると思います。

私から3つだけ、細かいんですけども申し訳ないです。

1つ目は、議案書48ページの「施策10 特別支援教育の充実」の中に、東京大学との連携協

定に基づくインクルーシブな学校づくりの実現に向けた研究活動を実施の項目がありますが、私、パンフレットも拝見しまして、これは「施策6 豊かな心の育成と人権教育の推進」に入れるほうがよりフィットするんじゃないかと思いました。ここでいいとおっしゃるのであれば、あえてとは申しませんけれども、そういう気がいたしました。

それと、議案書69ページの「取組状況に対する課題や成果」に不登校要因調査というのが唐突に出てくるところがありまして。不登校要因調査の結果、校内支援教室が必要であるということが分かったという箇所がありますが、誰が実施したのかも分からず唐突に記載があるため、これは、文部科学省の委託により、発達科学研究所が行った不登校要因調査と書かれたほうがいいと思います。

それから、議案書39ページの指標のところで「自分にはよいところがあると答えた小・中学生の割合を増やします」の評価がBになってるんですけど。私の認識が間違っているかもしれませんが、割合の増加が目標値で、小・中学校ともに全国平均との差の%は上がっているので割合は増加しているように見えますが、評価がBになるのが、よく分からなかったところであります。

以上です。

○大江慶博教育長

今、3点質問、御意見がありました。

○市川泉教育総務室参事

ありがとうございます。1点目の、東京大学のインクルーシブのところを人権にというお話しでしたが、そこにつきましては、おっしゃるとおりかと思いますので、こちらとともに人権の項目にも追加させていただく、あるいは両方に再掲という形で載せさせていただこうと思います。

それから、2点目の議案書69ページの唐突に不登校要因調査というところがございましたが、文部科学省の調査ということが分かるような表記にさせていただきたいと思います。

3点目の評価がなぜBなのかというところで

けれども確かに、おっしゃるとおり、割合の増加というところを目標に据えておりますので、割合も増加していますし、全国平均を上回っているという形ですのでAが妥当ではないかというふうに思います。関係室課と再度調整させていただいた上で、そこは修正を加えさせていただきたいと思います。

○谷池雅子委員

もしもBと判定されるのであれば、具体的に何%だったらAになるとか、その辺が分かるようにされたらいいかと思います。

以上です。

○大江慶博教育長

ほかにありますか。

○飴野仁子委員

とても丁寧にまとめられていると思います。次年度に残す課題はあるとしても、今の段階で丁寧にまとめられていると思います。ですので、細かいところで気づいたところを言ってもいいですか。

例えば議案書63ページの「施策20 安心・安全の確保」の「今後の方向性」の上から5行目にある「適切に処理します。」とありますが、内容的にそういう用語はよろしくないんじゃないかと思います。例えばですが「適切に対処します。」とか文言を考えていただきたいです。それが気になりました。

その上にある「見舞金支給実績はありません」の記載も書き言葉で「見舞金支給の実績はありません。」のほうがよいかと思います。

それから、同じように、議案書65ページの「施策22 過大校等の教育環境の整備」の「取組状況に対する課題や成果」の欄のところで「社会性や対人スキルの向上」という言葉がありますが、ビジネス用語でも対人スキルとか使うんだけど、あえてこの報告書の中ではもうちょっとコミュニケーションとか、フィットする言葉がいいのかなど。もしかしたら、文科省の中でもそういう指導要領の中とかで扱っているかもしれないけど、こ

こであえて使わずにいったらいいなというのが、私の個人の考えではあります。

それから、議案書67ページのところで、「取組状況に対する課題や成果」で、ここで「ネパール語」という具体的な言語が書かれていますが、英語とかみたいに一般的ではないからなかなか通訳する方がいないという意味が含まれるつもりかもしれませんが、あえて書くことで特定してしまうのではないかと思います。

それから、議案書70ページのところで、「取組状況に対する課題や成果」の欄の上から5行目の「つながりました、また今まで」のところに読点をつけてほしいです。

もう一つ、議案書44ページの一番最後の行の「広く認識してもらえました。」という表現をほかの表現に替えられないでしょうか。「認識を深める」、あるいは認識という言葉を使わなくてもいいのかもしれないです。

それから、もう一つ。議案書57ページの「施策16 青少年の仲間づくり・居場所づくりの推進」の一番最後の行にある「差別をしない青少年を育成しました。」という表現が私は非常に引っかかります。せっかくよくまとめられているので、もう少しいい表現を考えてもらえないでしょうか。

それから、あと、これも大変細かいところなんですけど、議案書32ページの下から2行目のICTが、アルファベットを全角で表記したために単語の途中で切れてしまっているのも、半角にして改行せずに表記したほうがよいと思います。

取りあえず、以上です。

○市川泉教育総務室参事

全ておっしゃるとおりかなと思いますので、適切な言葉ですとか、フィットするような言葉に替えさせていただきます。

○大江慶博教育長

ほかにありますか。

○和田光代委員

先ほど谷池委員が、議案書39ページのところ

で、「自分にはよいところがあると答えた小・中学生の割合を増やします」の評価について、BのところをAにというところがありましたが、議案書38ページの「学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合を増やします」ところも増加はしてるんですけれども。

○市川泉教育総務室参事

ありがとうございます。そこも併せて確認させていただきます。

○大江慶博教育長

ほかよろしいですか。

それでは、今幾つか御指摘をいただきました点について、例えば字句であるとか、表現であるとか、あと評価の妥当性についても整理をさせていただいて、私のほうで確認し判断させていただいて決するという事で御了解いただけますか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

それでは、異議なしと認め、議案第72号「令和5年度（2023年度）実施事業教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の作成について」を承認いたします。

それでは、これをもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。